

井原市企業立地促進奨励金交付要綱

井原市企業立地促進奨励金交付要綱（昭和60年井原市告示第48号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、企業の立地を促進し、産業の高度化及び雇用機会の拡大を図り、もって市民生活の安定及び向上に資するため、井原市企業立地促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、井原市補助金交付規程（昭和34年井原市規程第1号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公的団体 国、県及び本市並びに国、県及び本市により設立された公社又は公団をいう。
- (2) 公的団地 公的団体が造成し、又は分譲している一団の産業団地をいう。
- (3) 公的団地用地 公的団体から企業が直接取得（賃貸を含む。）した公的団地内の土地をいう。
- (4) 民有地 公的団地用地以外の土地をいう。
- (5) 製造工場 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）分類表中大分類E－製造業の項目に掲げる製造業の用に供する工場をいう。
- (6) 物流施設 道路貨物運送業、倉庫業、貨物運送取扱業、港湾運送業若しくは卸売業を営む者が自ら使用するために建設する（新設し、又は増設することをいう。以下同じ。）倉庫、配送センター又は流通に伴う簡易な加工を行う事業場（以下「流通加工場」という。）及び製造業若しくは小売業を営む者が自ら使用するために建設する倉庫、配送センター又は流通加工場（工場又は店舗に併設されるものを除く。）をいう。
- (7) 研究所等 次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 工業製品に係る研究所
 - イ バイオテクノロジーに係る研究所
 - ウ 光通信又は電気通信に係る研究所
 - エ ソフトウェアハウス
 - オ システムハウス
 - カ 高度情報処理産業に係る事業所
 - キ 高度な機械修理業に係る事業所
 - ク ディスプレイ業に係る事業所
 - ケ 非破壊検査業に係る事業所
 - コ デザイン業に係る事業所
 - サ 機械設計業に係る事業所
 - シ エンジニアリング業に係る事業所
 - ス その他当市における産業構造の高度化及び多角化に寄与するとして市長が認める研究所又は事業所

（奨励金）

第3条 市内の土地を取得し、又は賃借し、製造工場、物流施設又は研究所等を建設し、操業を開始した企業に対して、予算の範囲内で奨励金を交付するものとする。

(交付対象者)

第4条 奨励金交付の対象となる者は、市内に製造工場、物流施設又は研究所等の建設をしようとする者であって、別表第1の交付要件を満たすものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に該当する者は、交付対象者から除く。

- (1) 井原市暴力団排除条例(平成23年井原市条例第23号)第2条第3号に規定する暴力団員等市長が不相当と認める者
- (2) 建設にあたり必要な法令等に定めのある手続を経ていない者
- (3) 市税を滞納している者

(奨励金の額等)

第5条 奨励金の種類、使途、交付対象経費、交付額、交付率及び限度額は、別表第2に定めるところによる。

2 前項の規定により計算した交付額に10,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額を交付額とする。

(認定申請)

第6条 奨励金を受けようとする者は、あらかじめ工場等の建設工事に着手する日の原則として30日前までに、認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

- (1) 新設工場等建設計画書(図面添付のこと。)
- (2) 用地の取得及び面積を証する書類
- (3) 固定資産投資額一覧表(民有地の場合に限る。)
- (4) 新設工場等建屋一覧表
- (5) 定款
- (6) 法人登記簿謄本
- (7) 印鑑証明書
- (8) 申請時前3年分の営業報告書及び事業税納税証明書
- (9) 用途廃止する工場等の固定資産及び償却資産に係る評価額に関する資料(市内の工場等の移転の場合に限る。)
- (10) 誓約書(様式第2号)
- (11) その他市長が必要と認める書類

(認定通知)

第7条 市長は、前条の認定申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、相当と認めるときは認定の決定を行い、認定申請をした者に対し、認定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第8条 前条の認定通知を受けた者(以下「認定企業」という。)が、認定に係る工場等(以下「認定工場等」という。)の建設内容を変更しようとするときは、原則として変更工事着手の30日前までに認定工場等変更認定申請書(様式第4号)を、認定工場等の建設を中止し、又は廃止しようとするときは、認定工場等建設中止(廃止)届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更認定申請書の提出があったときは、その内容を審査し相当と認めるときは変更認定を行い、認定企業に変更認定通知書(様式第6号)を交付するものとする。

3 第1項の中止(廃止)届出書を市長が受理したときは、認定通知は、効力を失うものとする。

(認定の取消し)

第9条 市長は、認定企業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条の認定又は前条第2項の変更認定の取消しをすることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により認定又は変更認定を受けたとき。
- (2) 変更手続によることなく、認定された建設の内容を変更したとき。
- (3) この要綱に違反する事実があったとき。

2 市長は、前項の規定により認定又は変更認定を取り消したときは、その旨を当該認定企業に対し書面により速やかに通知するものとする。

(交付申請)

第10条 認定企業は、認定工場等において操業又は事業を開始後1年6月以内に市長に対し、奨励金交付申請書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。

- (1) 新設工場等建設概要(図面添付のこと。)
- (2) 用地の取得及び面積を証する書類
- (3) 固定資産投資額一覧表(民有地の場合には、投資額を確認できる書類を添付のこと。)
- (4) 新設工場等建屋一覧表
- (5) 申請時前3年分の営業報告書及び事業税納税証明書
- (6) 用途廃止する工場等の固定資産及び償却資産に係る評価額に関する資料(市内の工場等の移転の場合に限る。)
- (7) 公害防止対策の概要
- (8) 土地及び建物に係る固定資産評価額証明書
- (9) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び交付額の確定)

第11条 市長は、前条の奨励金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは奨励金の交付の決定及び交付額の確定を行い、申請者に対し奨励金交付決定及び交付額確定通知書(様式第8号)を交付するものとする。

(交付申請の取下げ)

第12条 奨励金の交付決定及び交付額の確定を受けた者(以下「奨励事業者」という。)は、その交付決定及び交付額確定通知を受けた日から起算して15日以内に奨励金の交付の申請を取り下げることができる。

(指示事項の遵守)

第13条 認定企業は、市長からの事業報告の要求等奨励金の交付に関する必要な指示に従わなければならない。

(奨励金の支払)

第14条 奨励事業者は、第11条の奨励金の交付決定及び交付額の確定があったときは、奨励金請求書(様式第9号)により、市長に対し奨励金の支払を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに当該奨励事業者に奨励金を支払うものとする。

(交付決定及び交付額の確定の取消し)

第15条 市長は、認定企業が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、第11条の交付決定及び交付額の確定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付決定及び交付額の確定を受けたとき。

(2) 正当な理由によることなく認定工場等の操業又は事業の開始後10年以内に営業を休止し、又は廃業したとき。

(3) この要綱に違反する事実があったとき。

(奨励金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により奨励金の交付決定及び交付額の確定を取り消した場合において、既に奨励事業者に対して奨励金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(加算金及び延滞金)

第17条 奨励事業者は、前条の規定により奨励金の返還を命じられたときは、その命令に係る奨励金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命じられた奨励金の額100円につき1日3銭の割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 奨励事業者は、奨励金の返還を命じられ、納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額100円につき1日3銭の割合で加算した延滞金を市に納付しなければならない。

3 市長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認められる場合は、奨励事業者の申請により加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(財産処分の制限)

第18条 奨励事業者は、奨励金の交付の対象となった認定工場等を奨励金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は貸し付けようとするときは、奨励金の交付対象となった財産の処分承認申請書(様式第10号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、操業開始後10年を経過した場合又は減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表に定める耐用年数を経過した固定資産の処分については、この限りでない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の井原市企業立地促進奨励金交付要綱の規定は、平成20年4月1日以降に認定するものから適用する。

附 則(平成31年井原市告示第45号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

要件		区分		製造工場	物流施設 研究所等
建設に着手する時期		新設	土地取得後3年以内に建設に着手 ただし、既存の工場等に隣接する民有地を取得し、新たに工場等を建設する場合には、増設に準じた取扱いとする。		
		増設	新設に係る土地取得後10年以内に建設に着手		
公的 団地 用地	面積	1,000㎡以上			
民有地	面積	3,000㎡以上		2,000㎡以上	
	固定資産投資額	大企業	2億円以上	大企業	2億円以上
		中小企業	1億円以上	中小企業	1億円以上
	新規常用雇用	大企業	30人以上	大企業	10人以上
		中小企業	10人以上	中小企業	5人以上

別表第2(第5条関係)

種類		設備奨励金	土地奨励金
使 途		工場等の取得整備	土地の取得
交付対象経費		認定工場等に係る設備投資 (家屋及び償却資産)に要する経費	認定工場等に係る土地の取得 に要する経費(一括分譲によるものに限る。)
交 付 金 額		家屋に係る固定資産評価額及び償却資産の取得額に下欄の交付率を乗じて得た額	土地に係る固定資産評価額に下欄の交付率を乗じて得た額
交 付 率	新 設	公的団地用地	100分の9
		民有地	100分の4.5
	増 設	公的団地用地	100分の4.5
		民有地	100分の2.25
限 度 額	新 設	公的団地用地	5億円
		民有地	2億5千万円
	増 設	公的団地用地	2億5千万円
		民有地	1億2,500万円

備考 「固定資産評価額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第410条第1項の規定により決定し、同法第411条の規定により固定資産課税台帳に登録されたものとする。